

2005年11月15日  
札幌地区連合 発第51号

札幌市長 上田 文雄 様

連合北海道札幌地区連合会  
会 長 山 本 廣 和

2006年度

札幌市予算編成へ向けての要求書

「<sup>G</sup>元<sup>A</sup>気・<sup>N</sup>安<sup>K</sup>心・<sup>O</sup>公正な街 さっぽろ の形成のために」

2005年11月15日  
札幌地区連合 発第51号

別 添

2006年度

札幌市予算編成へ向けての要求趣旨

「<sup>G</sup>元気・<sup>A</sup>安心・<sup>N</sup>公正な街 さっぽろ の形成のために」

## 趣 旨

### 1. 元気な街づくり推進のための経済施策について

(1) 札幌市外からの事業所誘致にあたり次の内容を遵守する旨、事業者にも周知すること。

労働関係法令の遵守  
従業員につき地元からの雇用を優先  
雇用契約は雇用期間の定めのない契約  
従業員間の公正処遇と札幌市型生活水準の確保  
事業所撤退の際の混乱回避策事前提示義務

(趣 旨)

札幌地区連合は2005年4月14日に札幌市内職業安定所3所交渉において、石狩・札幌圏の緊急に対処すべき事項として提起しましたが、同3所も、各事業所に改善を呼掛けているものの、進捗は芳しくない状況との回答です。

このような状況下にあっても、2005年度予算ではコールセンター設置に関する助成制度が見直され、新設に加え増設を対象とし人件費等の運営費についても助成するとしました。この結果保険会社、証券会社及び郵政事業について、コールセンター事業の開業が決定されています。千人単位の雇用が見込まれる事業であり、札幌市に大きな魅力であると考えます。

しかしながら、当方にはこれらの事業進出が増えるのと比例し、労働に関する苦情相談が多いのも実態です。 に関しては雇用契約書の不備、採用時要件と労働条件の齟齬等、 については地元雇用とするものの、派遣契約・請負契約の複合型違反が多いことや年齢差別が散見すること、 は1ヶ月雇用、または3ヶ月雇用等雇用期間の短期間化の増大と時間給契約の中の短時間労働者増等が苦情対象となっています。これらについての違反は、札幌市の誘致事業についてあってはならない事例であり、更に徹底した周知を希望しますが、具体的な施策として求人広告・求人案内に「札幌市事業誘致助成事業」と記入することで、応募者を通じて周知が広まると考えます。また、「札幌市事業誘致助成事業」の事業主は、助成金・補助金について、法律・契約等違反の場合に遡及返金及び申し込み差し止め等の措置を設けるべきと考えます。海外からのコンテンツ産業進出に備える意味でも重要事項と考えます。

の措置は商店街及びまち並・中心街の空洞化阻止のために是非必要です。この度の大型店及び百貨店の相次ぐ閉鎖に伴い、また観光地の宿泊施設の閉鎖と撤退に伴い地元のマイナス影響は計り知れませんが、是非義務的事項とし更に内容を地元住民などに公開すべきと考えます。

(2) 札幌市型コミュニティビジネスの推進

まちづくりセンターを核とし、地域や市民ニーズに応えるコミュニティビジネスの創設・拡大について取り組むこと。

(趣 旨)

まちづくりの目標に「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」づくりが挙げられ、それに対する札幌市役所としての基本姿勢を「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことに置くとしています。

本年度、市長自らが住民と直接対話する「タウントーク」を20回、市民懇談として位置づけた「市長と「おしゃべり」しませんか」を10回にわたり実施したのは、この姿勢の体現であると感じます。

今後、この成果をまちづくりの基本的方向として設定した、「元気な経済が生まれ、安心して働ける街さっぽろ」に結びつける事が重要なテーマであると考えます。

私どもは、この方向において想定する「元気な経済が生まれ、安心して働ける街さっぽろ」を、市場経済優先・営利追求型賛辞の街ではないと考えています。そこでは、全てを他者（行政）に委ねるのではなく、自らの利点・欠点と他者の利点・欠点を相互に補完し合う姿勢をもち方策を検討されるものと考えます。そこで、私たちは、各地区・地域の多様なニーズに生活者・労働者自らが供給する側と受給する側にたつという、コミュニティービジネスの創設又は拡大を積極的に進めるべき考えます。

現在に置いても、地域のニーズに応じて活動する同様の内容は、介護分野、子育て分野、スポーツの分野及び家庭生活の分野など多岐にわたっております。現在の市政を取り巻く環境と地域ニーズの多様性の進行を鑑みれば、札幌市独自の持続可能な経済サイクルの形成が必要と考えます。

取り分け、地域除雪については、場所、経費及び担い手の面から地域ニーズに十分対応できず、業務経済上のトラブルに発展するケースも見られる一方、重機・人手を有する季節労働者が冬期間の失職により、生死に関わる状況にさらされるという状況もあります。早急な検討を要すると考えます。

### (3) 札幌市型観光産業の育成について

札幌市型観光産業につき次の施策を検討し市内事業者の育成を図ること。

観光産業関連事業者と札幌市の出資に拠る国内外の宣伝周知事業

来札観光者の市内移送を札幌市事業として創設

札幌市民に対する観光都市札幌の周知

### (趣旨)

自然環境の多様性等から「観光資源」豊富な都市として自他共に認める札幌市ですが、札幌市の主要産業として位置しているとは言い難く、サービス産業全体の収入金額（1999年度集計4兆6130億円）の10%に満たない状況にあります。200超の宿泊事業所を有し、約5万室の稼働客室数を持ちながら、産業界自体が観光資源を有効に活用できず、むしろ産業としては停滞の部類にあると言わざるをえません。2004年度の来札観光客数についても昨年度を2.8%下回る1330万2千人となり、JRタワー等の主要な観光施設14件のうち10件までが前年を下回るといった状況です。

唯一、外国からの宿泊客は増加し、台湾・中国等のアジア諸国を（占有率87%）中心に前年の1.7倍（38万1,280人）に達するものとなっています。

この状況を来札する側の視点にたち検証した場合、一度目の観光が二度目の観光を産まない状況にあるものと考えます。原因は「珍しさ」に頼る観光であり「工夫を凝らしてお迎えする」観光ではないためと考えます。事業主からの分析を見るに、天候不順や景気動向、世情不安などが不調の原因として挙げられますが、それは決して札幌市に限ったものではありません。

札幌市の観光資源を十分に活用し、札幌市型観光産業形成のために提案いたします。

形式や内容共に、札幌市の観光事業を市民が促進活動をしているというコンセプトを創ることが必要と考えます。札幌市出資＝市民出資の周知宣伝事業を観光産業関連事業者が側面的に支援することが必要と考えます。

迎える姿勢を地域総掛かりで形成する必要があります。

札幌市民に対して、観光事業の重要性と現在の停滞状況を周知し、市民の主体的協力を促す事が必要と考えます。

その上で、観光関連事業者と市民・行政が協働し観光に関する出迎え・送迎に限定した軽移送事業を展開すべきと考えます。観光案内については、既に第三セクター方式が進められており、この移送事業との合体運営も検討すべきです。

そして、これらの対話型事業を通じ来札観光者のニーズを情報資料として蓄積し市内事業者の育成に繋げるべきと考えます。

#### (4) 札幌市型サマータイムの創設

札幌市型サマータイムを「チョス」の名称で次の通り創設すること。

通勤時間を1時間乃至2時間短縮し、1週の労働時間を35時間未満とする。

ひろば(札幌ドーム)、厚別競技場及びキタラに於けるコンサドーレ、日本ハムファイターズ及び札幌交響楽団の試合又は演奏の観戦・鑑賞などを活用し、市内事業所に就き「ノー残業デー」をインセンティブ等採り入れる等して実施する旨検討すること。

#### (趣旨)

札幌市がサマータイムを推奨する目的について明確にすべきと考えます。夏場に急騰する電力等のエネルギー消費の削減やCO<sub>2</sub>排出量の削減又は脱長時間労働が本来の目的でしたが、一部に利益誘導型の論が展開されるケースがあり、本来の目的が蔑ろにされる傾向にあります。レジャー産業への消費拡大が見込まれる又は特別な消費意欲を醸成させる等の効果を目的とするのは、むしろマイナス面が露呈する結果になると考えます。

札幌市型サマータイムの創設を札幌市主導で導入することを求めます。

札幌市の住環境に隣接して広がる自然環境の夏場における身体への効果は百薬に優るものです。

この自然環境の中で、地域・家族とともに出来るだけ多くの時間を共にすることが、家庭の活性地域の活性に結びつくと考えます。そのために、1時間乃至2時間都心・会社に居る時間を短縮しその時間を地域と家庭へ還元することを、札幌市型サマータイムの目的とすべきです。

「チョス」とは、「いじる・さわる」とい意味を表現する北海道の方言です。

この夏場の、健康に絶好条件の時に、地域と家庭にできるだけ長く居て、自分の体・家庭・地域を「チョス」ことを目的とした札幌市型サマータイムの導入を求めます。

及びはその具体的推進案となります。

#### (5) 法律に反する事業者への行政指導等について

故意の法律違反に基づく事業運営を継続し、札幌市民に対する被害を増加させる事業者に対して札幌市より事業停止も念頭とする指導をすべく、法律と施策の整備をすること。

#### (趣旨)

札幌市内事業者の意図的な法律違反行為の被害についての苦情が私どもの「さっぽろ労働相談センター」へ寄せられます。労働問題の解決がかつてのように、労基法等労働関連法制だけで構成されるのではなく、消費者契約法、公正取引法又は民法等の法定要件内容によって構成されるのが原因であり、その背景には雇用契約や就業規則等の内容に事業者の悪意による法律違反が厳然と横行する事が挙げられます。労働現場における是正監督指導は国政機関の担うところですが、これらの事業主は通常の業務自体についても明かに法律違反をし、市民被害が生ずるまで公にならないというのが実態です。一例が消費者金融です。最近では、9月20日に網走管内において住民72人が29の消費者金融業者に対して、不当利益返還要求の訴えを起こしています。また10月には三洋信販、アイフル等の消費者金融大手が判決回避のための手段として結審直前に和解を申立て訴訟終了となりました。

これも法定外利息から生ずる過払い・不当利益返還請求に関するものです。

公正取引法関連では、発注元大手小売店が納入業者に請負業務的作業を強いるケース、大手運送業者が下請小口運送業者に請負業務的作業を強いるケースが挙げられます。消費者契約法については、雇用契約に一般消費契約・売買契約を織り込み、退職意志表示と同時に多額の債務を労働者市民に負わせるケースが挙げられています。

これらの全てには、札幌市内外に専門の対応部署が存在するものの、苦情の受付について能動的ではなく、被害に遭った市民・労働者は一時的なパニックになり予想以上の被害に発展するケースもあ

ります。札幌市において、一旦苦情として受け止め、専門部署・機関へ橋渡しをする工夫と、これら事業主に対して、札幌市が通報橋渡しの機関を持つことと、法違反行為については市民被害を招くので即刻是正する旨の周知をすべきと考えます。

(6) 国・道及び事業者との連携により、既存事業者の経営診断・マーケティング・企業法務につき相談助言の常設機関の設置し事業化すること。

(趣旨)

本年度から企業退職者等の専門知識を活用し中小企業の要請に基づき、経営診断、マーケティング、企業法務についてアドバイスする「登録制中小企業アドバイザー制度」が稼働しました。アドバイザーについては登録制として、7月末日現在で15人が登録する状態です。利用については無料とし最大3日間、1日5時間から7時間の範囲としています。

さっぽろ労働相談センターにおいても、事業主からの相談は寄せられているのが実状であり、内容は就業規則に関するもの、法制度の改定内容に関するもの及び賃金諸手当等の労働条件水準に関するものとなっています。事業主の相談場所が限られている現状を鑑み、大変に画期的な試みであると感じます。

今後の永続的常設機関としての活動を求めると同時に、以下の点について採り入れて頂くことをお願い致します。

登録者について幅広く受入をすること。

アドバイザーの項目について「労使関係」を採り入れること。

非営利団体としての事業体移行又は設置を検討すること。

## 2. 元気な街づくり推進のための雇用施策について

(1) 次の項目を、国・道及び事業者との連携により、事業主に対する札幌市主導の啓発事業として取り組まれない。

事業主が従業員の新規又は中途採用を実施する場合に年齢条項撤廃すること。

事業所に定める定年年齢を延長すること。

事業所に於ける従業員の処遇に就き、均等待遇を推進すること。

法令遵守に基づき健全な職場を形成すること。

(趣旨)

札幌市の雇用対策は、主管部局が経済局であることから、施策については融資、産業誘致・振興が中心であり、また人的対策については国との協働による職業紹介事業に特化するのが現状です。

その観点から、本各項目について主体的啓発を事業として実施することを求めます。

企業は必ず人材の採用・登用行為をなすものであり、その際には必ず募集周知活動を伴います。その活動に際しては、必ず本項目に抵触する事の無い様に啓発することを求めます。

融資、産業誘致・振興に限らず、業務発注及び委託を各部局で行なうという現況からすれば、全庁的にこれらの民間事業者と接する機会があると考えられるので、特に事業者向けには特段の取り組みを求めます。

背景としては、年齢に関しては高齢者雇用安定法の改正内容に伴い2013年4月1日から65歳が定年年齢となり、それまでの間の不利益処遇の多発が団塊の世代を中心に懸念されること、また現在国政において検討されている男女雇用機会均等法の改定に伴い職場、地域及び家庭内の均等待遇が早急に求められることが挙げられます。また健全な職場形成については、法定人員や法定時間の厳守を通じて労災事故や精神疾患を防止することが求められていることが挙げられます。

(2) 札幌市と市民の協働により、多岐にわたる労働相談と就労に関する相談体制・機構を早期に確立すること。

(趣旨)

札幌市が主催する、関係行政及び労働組合を交えた懇談会は過去一度実施しましたが、その後実施されていません。しかしながら、「労働や就労に関するワンストップサービス」については、現在の札幌市に於いては市民ニーズが高いものと考えます。札幌市民が活用できる相談の場としては道・国・労働組合・NPO等があり、それぞれに特徴ある役割を担っています。これらの情報を随時集約し市民に情報として提供する機構は緊急に必要と考えます。

更に、男女共同参画社会形成の理念に鑑みれば、札幌市が市民との協働により男女間の就労に関する均等待遇を進める役割を担う事が求められています。これを具体的にイメージすると相談業務は避けて通れないものであり、労働・就労に関する相談体制構築は早急に求められるものと考えます。

(3) 高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉に従事する勤労者の労働条件等について

札幌市のモデル指針を策定し、周知して指針にそぐわない運営を行う事業体については速やかに是正指導を強力に実施すること。

施設利用者、その家族及び労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。

(趣旨)

低廉な労働条件は民間事業者であれば事業体の存廃に関わる課題です。

個別労働者に関する課題、即ち低賃金、長時間労働や性別・年齢等を理由とした不均等処遇が著しい場合、就労意欲や定着率の低下を招き、これが職場全体のモラルの低下へ繋がり生産効率の低下へと繋がります。また、職場・事業体単位に関する課題では、人員不足、苛め・セクシュアル・ハラスメント等の風紀低下、脱法行為に対する黙認・追認体質等が著しい場合、職場内から労働者が、離脱を余儀なくされ、自身の精神的疾患や自殺に止まらず、他者を巻き込んだ労災事故へと繋がります。

この個人や職場・事業体単位に対する労働条件改善へ向けた全体の方針については、国政に於いて年々明確な取り組みが実施されており、各個人・職場・事業体への浸透についても、注視されるものとなっています。

私どもは、札幌市の高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉に従事する労働者の労働条件や事業主として遵守すべき職場秩序の改善への取り組みは、より一層明確な方針が必要と考えます。そして、これらは、労働基準行政や職業安定行政への申告によるばかりではなく、札幌市が主体となることが急務であると考えます。これら福祉の課題は現札幌市政の根幹をなす重要な課題であり、当該施設を利用する市民生活者は誰もが被害者となってはならないからであります。

しかしながら、今般、福祉現場において個別労働者の労働条件低下や職場の風紀低下を原因とした事故が高齢者施設で発生しました。今後の高齢者人口増をあてこんだ、グループホームの増加も著しいことから、労働条件改善に関する施策は必要と考えます。障害者福祉及び児童福祉についても法改正や人員確保についての施策が明確になっており市独自の労働条件改善に関する施策は必要と考えます。

施設利用者、その家族及び労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関の設置については、低廉な労働条件により生ずる被害や労働条件そのものについて素早く把握することが必要との観点からの主張です。

(4) 介護労働者の待遇改善について

国、道及び事業者団体と連携し次の内容を取り組むこと。

厚労省通達(2004年8月27日 基発第0827001号)の内容について事業主に周知しその内容の遵守を徹底する。

(趣旨)

昨年と同様の要求となりますが、昨年は担当部局の事情によりパンフの存在については承知していないとのことでありました。その後、本年度の札幌市介護保険サービス事業者連絡協議会等を通じての事業者への取り組みと、事業者の対応について回答を求めます。

私どもへは、就業規則の不明示、移動時間・業務報告書の作成時間・研修時間に関する労働時間としての不取り扱い、キャンセル時の賃金不補償及び雇用保険未加入等の相談が寄せられています。

(4) 介護労働者の待遇改善について

国、道及び事業者団体と連携し次の内容を取り組むこと。

介護報酬単価に占める人件費の割合について基準値を設定し介護労働者の適正賃金を確保する。

(趣旨)

全国的な数値ではありますが、今般の規制緩和により2004年度の売上高伸び率において、在宅介護で19.6%、有料老人ホームで16.4%の伸び率となっています。今後の高齢人口の増に加え法改正に基づく介護予防メニューの増加を鑑みれば、相当期間は需要増と収益増が見込まれるものと考えます。訪問介護についても同様の視点がもてるものとも考えます。

私どもは、ホームヘルパーの賃金は、この売上高の伸び率に応じて改善されるべきと考えます。

厚労省では、介護報酬単価に占める賃金率を概ね45%に設定しておりますが、現行の事業者にはこの比率すら下回る事業者もおります。人材派遣事業者に於いては、派遣労働者の福利厚生に経費負担を増やしながらも、賃金率75%程度は確保しております。介護事業においてもホームヘルパーの賃金率は同程度可能と考えます。

札幌市の昨年回答に国への具申の意向がありますが、今年度は具申に当たり、人の育成と介護技術・質は賃金が大きな要素であるとの観点から、基準値を設定し具申するよう求めます。

(4) 介護労働者の待遇改善について

国、道及び事業者団体と連携し次の内容を取り組むこと。

介護労働者の労災事故防止について徹底した周知を行い、当該事故に関する労災適用を推進する。

(趣旨)

労災適用についての相談や、事業主対応の相談が寄せられています。

制度周知に関する札幌市介護保険サービス事業者連絡協議会との連携内容や、市内の介護保険サービス提供事業者に対する研修会内容等について公開すべきと考えます。札幌市介護保険サービス事業者連絡協議会への事業者加入率は30%程度と低率であるので、制度周知にあたっては特段の方法を検討すべきと考えます。

(4) 介護労働者の待遇改善について

国、道及び事業者団体と連携し次の内容に取り組むこと。

ホームヘルパーのメンタルヘルスケアに資するため、札幌市内に複数の当該相談所を早期に設置すること。

(趣旨)

うつ病やひきこもり等のメンタル災害に対する職場予防の第一歩は、「話しを聞く人と場所と時間」の確保であるとされています。必ずしも最初から病理的対処が必要とはされていません。

また、メンタルな面で悩みを有するホームヘルパーも、話しを聞いてくれる・悩みを話せる場所を求めているのであり、病的対処を求めているではありません。

是非地域の中で、休憩所的臨時施設等、様々な観点から検討を要すると考えます。

(5) 札幌市就業サポートセンターの事業内容強化について

札幌市就業サポートセンターの取り組む事業に就き、国、道及び市民との協働推進を勘案しつつ、次の内容を加えられたい。

北海道労働政策審議会に於いてまとめられる労働者教育についての積極的な取り組み。

(趣旨)

小学校、中学校及び高校と各度合いに合わせた、職業・職場体験がなされています。

仕事に興味を持ち、また仕事から生ずる社会構成の有り様などを体験する意味では、大変に有意義な内容であると思います。しかしながら、仕事と労働者と社会・地域という関係の中で、相互に守らねばならない事柄や、それを守らない結果生ずる被害などについては、別途にテーマとして構成し伝える必要があると考えます。北海道労働政策審議会では、その必要性やなすべき事柄についてまとめるとしてしています。是非内容を参考の上、部署管轄を超えた、札幌市版の労働者教育について構築する取り組みを求めます。

(5) 札幌市就業サポートセンターの事業内容強化について

札幌市就業サポートセンターの取り組む事業に就き、国、道及び市民との協働推進を勘案しつつ、次の内容を加えられたい。

札幌市就業サポートセンター、同施設内にて業務を運営する民間事業者及び国と市民との現状の労働市場に関する意見交換の場の設置。

(趣旨)

札幌地区連合会では、毎年度1回春に札幌市内職業安定3所と職業安定行政に関する法施行状況や事業主・労働者の持つ悩みや不安について、それぞれが有する情報をもちより意見交換をしています。

札幌市就業サポートセンターは、市民を対象とし、事業者との協働運営との観点にあり、より市民密着型の機関であると感じます。それだけに、就職情報を原因とした市民の被害は生じてはならないものであり、被害防止のためには、より多くの情報の入手が必要であると考えます。

相互の情報交換により、これから職を得ようとする市民や現在働いている市民の生活安定と不安解消に大きな進展が図られると考えます。

### 3. 安心な街づくり推進の施策について

#### (1) 介護保険法の改定に伴う札幌市施策について

##### 訪問介護について

- ・ホームヘルパーの資格要件を介護福祉士とする施策推進についてその施行日程、その資格取得のための教育の方針と資格取得試験などの内容・手続きを明らかにすること。
- ・新予防給付に従事するホームヘルパーの資格要件及び提供するサービス内容について明らかにすること。
- ・サービス提供責任者について介護報酬に別途加算する金額を予算として措置すること。
- ・事業者のマージン率について調査し、一般的派遣事業者のマージン率を大幅に上回る過剰な内容については是正の指導を図ること。

#### (趣旨)

・現行のホームヘルパーが介護福祉士の資格取得のために要する講習日数や習得カリキュラム等不明部分が多く、仕様によっては、多くのホームヘルパーがボランティア等の雇用契約外サービス従事者になる可能性があります。また、現行3級ヘルパー等に多数みられる高齢者の介護ヘルパーの資格取得については、特段の措置が成されない限り、ハードルが高く失職とサービスの質低下の両方を招く可能性があります。札幌市の進める全体像について広く周知の上、これら不安要素についての対策も周知する必要があると考えます。

・要支援・要介護1のサービスに従事するホームヘルパー等の訪問介護員・介護職員の資格要件や、サービス区分・内容を明確にすることは、現場従事者のみならず利用者にとっても必要です。

・現行のサービス提供責任者は訪問介護の要員不足に対する代替も必須業務さいれています。

今後、サービス多様化に対応する場合、より専任性を求められると考えます。現行の常勤の位置付けから、常勤・専任との位置付けに改め、人材定着を図るため、報酬についても別途加算の処遇が必要と考えます。札幌市独自の制度対応を求めますが、道・国への具申についても検討すべきと考えます。

・民間事業者による50%以上のマージン率については、規制する必要があると考えます。

#### (1) 介護保険法の改定に伴う札幌市施策について

##### 居宅介護支援について

- ・新予防給付におけるケアマネジャーの処遇・立場を明らかにすること。
- ・ケアマネジャーの定期的な研修を義務付けること。

#### (趣旨)

地域包括支援センターが介護予防マネジメントを担い、ここで作成されたケアプランに基づき介護サービスが提供されるというのがスキームの概要となっています。

地域包括支援センターの社会福祉士、保険師及び主任ケアマネジャー等の職員に対する、民営事業所のケアマネジャーの立場を考えた場合、「管理される業務下請者」になる懸念があり、また所属する事業者からの管理強化も懸念されます。民営の雇用契約の中で勤務する、これらのケアマネ

ジャーであっても、賃金も含めた労働条件について相応の水準が求められ、また身分補償に基づく業務裁量性を持つことが必要と考えます。

それに伴い、行政の管理のもとで実施される定期研修について、事業者が当該ケアマネジャーを受講させる義務を担うとすることが必要です。

(1) 介護保険法の改定に伴う札幌市施策について  
地域包括支援センターについて  
運営協議会の設置及び各種事業内容等についての包括的日程と市民への周知方法について  
明らかにされたい。

(趣旨)

法改定に伴う地域包括支援センターの設置・運営を含む新システムの開始は2006年4月とされていますが、現段階の進捗について明らかにされたい。またどの時点の、どのような方法で市民に周知するか明らかにされたい。

(2) 札幌市の高齢者施策について  
次の内容について取り組むこと。  
札幌市高齢者虐待に関する予防発見対処のマニュアルの早期作成。

(趣旨)

本年10月5日、道が「高齢者虐待対応支援マニュアル」を作成し、相談担当者のスキルアップと相談窓口体制の充実について各地域事情に応じた取り組みを期待するとしました。また、一般向けのパンフレットについても作成しています。札幌市についても、各区の相談体制と機動性を強くアピールすべく、本マニュアルを活用して札幌オリジナルを作成すべきと考えます。

(2) 札幌市の高齢者施策について  
次の内容について取り組むこと。  
高齢者を含む民間人材及び地域人材の活用による札幌市高齢者虐待電話相談の拡充。

(趣旨)

札幌市が2004年4月から11月までに実施した「家庭内高齢者虐待調査」では33件の虐待事例を把握しています。2005年4月から設置した「札幌市高齢者虐待相談窓口」には、4月から6月末までの間に46件の相談が寄せられています。区役所相談窓口の2倍に相当する数値と報告されました。今後、10年間の高齢人口の増と就労人口の減を考えた場合、より迅速に・的確に・細やかな対応を可能とするには、地域人材・居住者人材の活用が求められます。

(2) 札幌市の高齢者施策について  
次の内容について取り組むこと。  
「福祉灯油手当」を早期に制度化すること。

(趣旨)

今後、10年間の高齢人口の増加の状況見れば、冬期間の高齢低所得・収入世帯に対する「福祉灯油手当」の制度化は一層ニーズが高まります。その必要性と札幌市の同期間の財政状況を勘案した結果として、北海道に対して札幌市を地域政策総合補助金における地域生活支援事業の補助対象とし、

早期に補助金交付を実施するよう具申すること、を求めます。

(2) 札幌市の高齢者施策について

次の内容について取り組むこと。

敬老優待乗車証について

- ・ 現行一部本人負担にて認められる上限額5万円迄の利用につき、同上限額内の追加購入が可能となるようにすること。
- ・ 現行の上限額について増額を図ること。
- ・ より効果的な制度とするため、利用者を対象とするアンケート調査等の定点的観察調査を行なうこと。

(趣旨)

申請率の状況や不申請者の理由によっては、追加購入又は上限額の増額も検討すべきと考えます。そのためにも、利用者・対象者の定点的観察調査は必要です。

(3) こどもの健全育成について

次の内容について取り組むこと。

改正児童福祉法施行に基づく児童福祉司の配置につき大幅な増員につとめること。

児童福祉司の配置につきその人材について、民間人材及び地域人材の活用を検討すること。

札幌市保育施策に対する苦情窓口につき、地域のまちづくりセンターを積極的に活用する等の地域一体型の施策を検討すること。

(趣旨)

今春の児改正童福祉法に伴い市町村に児童虐待の相談窓口設置が義務付けられました。この様な中、2004年度中に札幌市が認定した児童虐待の件数は242件と高い数値に達しており、子どもの権利条例制定に取り組む状況下にあつて特段の対処を要します。

2005年度予算については、児童福祉司を2名増員し24名配置するとの措置でしたが、報告事例の惨状を見れば、さらなる増員も検討する必要があると考えます。

地域人材・生活者人材等の民間人材を活用し、即応第一の体制構築を優先とした検討も必要と考えます。

こどもの健全育成のための施策の第一歩である保育施策は、常により良いサービス施策としてプランニングされる事が必要であり、幅広く意見を取り入れる機構が必要です。児童待機の状況、保育現場の「質」の課題、及び運営状況など聴取の対象は様々です。是非、地域のまちづくりセンター等の地域の核となる施設を活用した取り組みの検討をされるよう求めます。

(4) 障がい者施策について

障がい者施策に対する提言を市政に反映するためのシステムについて、地域のまちづくりセンターを積極的に活用する等の地域一体型の施策を検討すること。

(趣旨)

障がい者の施策を充実した内容とするには、「差別」に対する啓発を実態把握と同時に徹底する必要があると考えます。差別は、意識的・無意識を問わず障がい者を排除するという状態だけを指すのではなく、施設の有り様やシステムの整備状況などからも検討すべきと考えます。

幅広い提言を求める必要があり、場所の数的確保も必要です。

提言を市政に反映した集大成として千葉県や宮城県のような「障がい者差別防止・禁止」に関する条例制定も検討すべきと考えます。

(5) 住民基本台帳の閲覧制限について

住民基本台帳の閲覧につき商業・営利事業目的の閲覧は制限すること。

(趣旨)

総務省調査によれば、2004年度約145万件の住民基本台帳閲覧請求者中、7割以上が営業目的であり、ダイレクトメール業者は30.7%を占めています。

札幌市についてもほぼ同様と考えますが、公益性とプライバシー保護の観点から、商業・営利事業目的の閲覧は制限を要すると考えます。

(6) 「社会的ひきこもり者」に関する対策について

事業所が把握する「社会的ひきこもり者」に関する状態について札幌市の統計的資料としてまとめられたい。

「社会的ひきこもり者」を生じさせない為の予防プログラム及びその職場復帰予防プログラムについて検討し、教育現場及び札幌市を含む各事業所への啓発事業として周知をなされたい。

(趣旨)

職場からの離脱者・休職者・退職者を第一義に考えています。

NPO法人札幌スロークワークへ寄せられる相談内容を検証するに、事業所・職場から長中期の欠勤等を機に、「社会的ひきこもり者」へ繋がるケースが大半です。労働者福利の低下であり強いては産業活性への大きな障壁となる事項です。

事業所を通じた実対把握が急務であり、統計的資料の編纂も必要です。

また、職場からの発生を防ぐについては、職場に入る前(就職前)と就職中の何れの機会にも啓発周知が必要です。予防策講じたプログラム開発と周知を事業として検討すべきと考えます。

(7) 内部告発者保護に関する施策について

北海道の定める「業務改善提案・通報制度に関する要綱」についてその内容を検討し、札幌市への導入を図り、また民間事業者への導入に向け啓発されたい。

(趣旨)

社会福祉法人を中心に札幌市内事業所にも内部告発者保護に関する規程を定める処がみられます。

しかし、一方で実際に告発したケースでは従前と同様な状況で就労する事が困難になったとの報告も挙げられています。

北海道では、「業務改善提案・通報制度に関する要綱」を定め、所謂、内部告発者に対する不利益を生じさせない措置を図りました。今後、札幌市内民間事業者に於いても、自発的にこれらの措置を講ずるべきと考えますが、先だって札幌市の取り組みが周知されることで一層効果が見込まれると考えます。是非、早急に導入を検討されるよう希望します。

#### 4. 公正な街づくり推進の施策について

(1) 連合北海道札幌地区連合会の提案する「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例(案)」につき、別紙運用施策を以って、今年度中に実現に向け取り組まれない。

(趣旨)

庁内における検討部会の稼働や、市内企業への労働条件調査などが進められています。他都市と比して格段の進捗があると考えます。ただ、一部地方都市にあつては、与党議員から議員提案が検討されており、内容については札幌市が考えている内容とは趣旨が異なるものとなっています。先行する取り組みが世論形成の趨勢を決定する傾向があり、札幌市は早急な検討システム構築について動きだすべきと考えます。別紙運用施策に「札幌市公契約条例制定に関する検討委員会の要綱(案)」を添付しました。是非、採用に向けて検討願います。

(2) 清掃委託事業者の公正労働条件の確保について、別紙の施策を以って、実現に向け取り組まれない。

(趣旨)

一般家庭ごみ収集業務の札幌市直営と民間事業者委託の割合は、1972年時点で84%対16%であるとしています。その後、札幌市の経費削減・民間委託化施策により、現在では、50%対50%になっています。8月23日に開かれた札幌市議会環境消防委員会では、当該部局より、今後はより一層経費の削減を図るために、更に民間委託比率を高めたいとの考えが示されました。現在、事業系ごみ及び札幌市より委託されている一般家庭ごみの収集業務は、財団法人環境事業公社の事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者により円滑に運営されています。この7事業者のごみ収集業務に臨む人員体制は、札幌市の経費削減方針に伴う委託単価の引き下げにより、その構成に従前と異なる状況が生じています。即ち、パートタイマーやアルバイト等の正社員・職員より労働条件が低位にある者や派遣労働者に代表される、より低位な労働条件で他社から派遣される者の増加が著しいということです。先の民間委託に関する方針と今後のごみ収集事業の安定・安全・公正運営を考えるにあたり、現行の業務従事者からの要望意見について慎重に採り入れ検討すべきと考えます。別紙にその施策を添付します。

(3) 札幌中央卸売市場内に事業活動する民間事業者に雇用される労働者の、公正労働条件の確保について、別紙の施策を以って、実現に向け取り組まれない。

(趣旨)

札幌中央卸売市場内に事業活動する民間事業者が負担する市場使用料が事業運営の中で大きな負担となっています。建築改良等諸事情に拠るものと思われませんが、他の政令指定都市の中央卸売市場に比して、最高位となっております。雇用される労働者の、公正労働条件の確保についての障壁になるとの事業者側の主張もあることから、札幌市の改善に向けた努力を求めます。

参考数値 【2005年9月21日 現在政令指定都市の中央卸売市場使用料】

	東京	大阪	京都	横浜	福岡	北九州	仙台	札幌	平均
対売上高(%)	0.25	0.25	0.25	0.24	0.28	0.23	0.30	0.40	0.26
対使用面積(%)	0.26	0.24	0.21	0.19	0.25	0.12	0.14	0.17	0.22
合計(%)	0.51	0.49	0.46	0.43	0.53	0.35	0.44	0.57	0.48

( 4 ) 2 0 0 7 年度に想定される札幌市職員の大幅な退職に伴い、市民サービスの低下を招くことなく又、現状以上の業務過多とならぬ範囲で人員配置を図られたい。

( 趣 旨 )

2 0 0 7 年から 4 年間で退職者の集中する時期とされ、総数では約 3 , 0 0 0 人に達するとされています。現行の年齢構成のバランスと職場内適正人員を勘案し、市民サービスの低下とならない措置が求められます。職員構成の年代に層的アンバランスが生じた場合のデメリットが大きいことは事業運営上、指摘される事項であるので、新規採用に限らず、各分野からの適材を補充する検討も必要と考えます。

以 上

## 2006年度札幌市予算編成へ向けての要求

### G・A・N・K・O 「元気・安心・公正な街 さっぽろ の形成のために」

貴職の、札幌市政及び市民生活安定に向けた、日夜を違わぬご奮闘に心より敬意を表します。

また、常日頃より当連合北海道札幌地区連合会の諸活動に対し、深いご理解とご協力を賜りますことについて厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度の日本経済に対する評価は、企業部門の業績回復が家計部門に波及しつつあるとの見方が大半であり、今後の予測につきましてもやや前向きに見ても良いのではないかとされています。一方、北海道の業況については、本年6月に日本経済新聞社が「地域経済500」調査を実施し興味深い問題を提起しております。北海道内の主要40社・団体を無作為抽出したのですが、概ね活動拠点を札幌市内・近郊におく企業が対象となり、33社から回答を得たものです。

調査のうち、現在の景気について「停滞感は続くが一部に明るさも見え、個人消費にも下げ止まり感がある」とし、その根拠に「現在の景気が上向きであるという回答が36%で、前回6月調査の10%を上回っている。また現在の景気が下向きであるという回答が6%で、前回6月調査の24%を下回っている。」という事業主の実感回答を挙げています。そして、今後の景気回復を好況とするための期待要因として雇用情勢の好転を高い順位で挙げております。

私どもは、現在と今後の、札幌市況と市民生活を考えた場合、この景気に対する認識と期待に大きな不安を感じるものであります。

国の政策誘導により進められております、規制緩和・構造改革の影響は地方に様々な影響を及ぼし、経済活動においては利益優先の思想が優先され、利益獲得のためにはあらゆる分野で効率化を追求することが「善」とされております。そして、経済活動の基点となる地方・地域においては、生活者の意思と関係なく格差が生じて、生活困難な地域や運営上破綻として扱うことを余儀なくされる地域も生じています。

これらの具体的な弊害は、職場内の労災事故増大、自殺及びうつ病患者増大でありまた、商店街の空洞化の進行や、少子高齢地域の増大及び生活困窮者の増大、そして若年層も含めた地域失業者の増大であります。

現下のような、「中央と地方」または「強者と弱者」という二極分化の弊害が顕著なときこそ、地方独自の裁量手腕により、適宜是正的施策を立て取り組むことが求められます。しかし、2006年度予算を「構造改革の総仕上げ」と位置付ける国の方針や、税収の横ばい状況が続き、「三位一体改革」という税財政制度変革の影響が大きい札幌市政においては、全市民とともに地域解決力を形成しながら取り組むという、新たな決意が求められると考えます。

上田市長は本年6月9日の定例記者会見において、この上田市政2年間の総括を公表しました。

総括の概要としては、公約として掲げた「さっぽろ元気ビジョン」を実現する3つのプラン、即ち「市民自治推進」「市役所改革」「まちづくり」についての総体129項目の政策項目の中、全てに着手し、24%について、実施済み又は一定の目標数値に達したとしています。これは、ある意味では、市民との対話の中で、問題を市民と共に解決するという姿勢に大きな共感が得られた成果と考えます。

ただ、今後、市民が生き生きと、自分らしく輝いていける都市、「元気な街さっぽろ」を形成するにあたっては、労働者を含めたより幅広い交流形態を形成し、また、札幌型の総合的問題解決能力（札幌型ソーシャルキャピタル）を形成し、安全と安心もまた担保する施策が必要であると強く感じます。

折しも、北海道内の商業関連4団体が北海道に対して中心市街地空洞化を防止するための施策として「北海道まちづくり条例」の制定を検討するとし、行政と共に問題解決に動くことを決意いたしました。考え方の背景については、私どもの主張する、地域の問題解決能力の形成に通ずるものと考えております。

以上のとおり、私どもは、札幌市を「元気・安心・安全な街」とすることを「ガンコ」に主張することとし、2006年度札幌市予算編成へ向けて次のとおり要求致します。

札幌市に於かれましては、厳しい財政事情のもとではありますが、種々御賢察のうえ特段の措置を講じられ、誠意あるご回答をなされますようお願い申し上げます。

## 1. 元気な街づくり推進のための経済施策について

- (1) 札幌市外からの事業所誘致にあたり次の内容を遵守する旨、事業者に周知すること。
  - 労働関係法令の遵守
  - 従業員につき地元からの雇用を優先
  - 雇用契約は雇用期間の定めのない契約
  - 従業員間の公正処遇と札幌市型生活水準の確保
  - 事業所撤退の際の混乱回避策の事前提示
  
- (2) 札幌市型コミュニティビジネスの推進
  - まちづくりセンターを核とし、地域や市民ニーズに応えるコミュニティビジネスの創設・拡大について取り組むこと。
  
- (3) 札幌市型観光産業の育成について
  - 札幌市型観光産業につき次の施策を検討し市内事業者の育成を図ること。
    - 観光産業関連事業者と札幌市の出資に拠る国内外の宣伝周知事業
    - 来札幌観光者の市内移送を札幌市事業として創設
    - 札幌市民に対する観光都市札幌の周知
  
- (4) 札幌市型サマータイムの創設
  - 札幌市型サマータイムを「チョス」の名称で次の通り創設すること。
    - 退勤時間を1時間乃至2時間短縮し、1週の労働時間を35時間未満とする。
    - ひろば(札幌ドーム) 厚別競技場及びキタラに於けるコンサドーレ、日本ハムファイターズ及び札幌交響楽団の試合又は演奏の観戦・鑑賞などを活用し、市内事業所に就き「ノー残業デー」をインセンティブ等採り入れる等して実施する旨検討すること。
  
- (5) 法律に反する事業者への行政指導等について
  - 故意の法律違反に基づく事業運営を継続し、札幌市民に対する被害を増加させる事業者に対して札幌市より事業停止も念頭とする指導をすべく、法律と施策の整備をすること。
  
- (6) 国・道及び事業者との連携により、既存事業者の経営診断・マーケティング・企業法務につき相談助言の常設機関の設置し事業化すること。

## 2. 元気な街づくり推進のための雇用施策について

- (1) 次の項目を、国・道及び事業者との連携により、事業主に対する札幌市主導の啓発事業として取り組まれない。
  - 事業主が従業員の新規又は中途採用を実施する場合に年齢条項撤廃すること。
  - 事業所に定める定年年齢を延長すること。
  - 事業所に於ける従業員の処遇に就き、均等待遇を推進すること。
  - 法令遵守に基づき健全な職場を形成すること。
  
- (2) 札幌市と市民の協働により、多岐にわたる労働相談と就労に関する相談体制・機構を早期に確立すること。

- (3) 高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉に従事する勤労者の労働条件等について  
札幌市のモデル指針を策定し、周知して指針にそぐわない運営を行う事業者については速やかに是正指導を強力に実施すること。

施設利用者、その家族及び労働者本人からの苦情を受け付ける場所・機関を設置し、広く周知すること。

- (4) 介護労働者の待遇改善について

国、道及び事業者団体と連携し次の内容に取り組むこと。

厚労省通達(2004年8月27日 基発第0827001号)の内容について事業主に周知しその内容の遵守を徹底する。

介護報酬単価に占める人件費の割合について基準値を設定し介護労働者の適正賃金を確保する。

介護労働者の労災事故防止について徹底した周知を行い、当該事故に関する労災適用を推進する。

ホームヘルパーのメンタルヘルスケアに資するため、札幌市内に複数の当該相談所を早期に設置すること。

- (5) 札幌市就業サポートセンターの事業内容強化について

札幌市就業サポートセンターの取り組む事業に就き、国、道及び市民との協働推進を勘案しつつ、次の内容を加えられたい。

北海道労働政策審議会に於いてまとめられる労働者教育についての積極的な取り組み。

札幌市就業サポートセンター、同施設内にて業務を運営する民間事業者及び国と市民との現状の労働市場に関する意見交換の場の設置。

### 3. 安心な街づくり推進の施策について

- (1) 介護保険法の改定に伴う札幌市施策について

訪問介護について

・ホームヘルパーの資格要件を介護福祉士とする施策推進についてその施行日程、その資格取得のための教育の方針と資格取得試験などの内容・手続きを明らかにすること。

・新予防給付に従事するホームヘルパーの資格要件及び提供するサービス内容について明らかにすること。

・サービス提供責任者について、介護報酬に別途加算する金額を予算として措置すること。

・事業者のマージン率について調査し、一般的派遣事業者のマージン率を大幅に上回る過剰な内容については是正の指導を図ること。

居宅介護支援について

- ・新予防給付におけるケアマネジャーの処遇・立場を明らかにすること。
- ・ケアマネジャーの定期的な研修を義務付けること。

地域包括支援センターについて

運営協議会の設置及び各種事業内容等についての包括的日程と市民への周知方法について明らかにされたい。

(2) 札幌市の高齢者施策について

次の内容について取り組むこと。

札幌市高齢者虐待に関する予防発見対処のマニュアルの早期作成。

高齢者を含む民間人材及び地域人材の活用による札幌市高齢者虐待電話相談の拡充。

「福祉灯油手当」を早期に制度化すること。

敬老優待乗車証について

- ・現行一部本人負担にて認められる上限額5万円迄の利用につき、同上限額内の追加購入が可能となるようにすること。
- ・現行の上限額について増額を図ること。
- ・より効果的な制度とするため、利用者を対象とするアンケート調査等の定点的観察調査を行なうこと。

(3) こどもの健全育成について

次の内容について取り組むこと。

改正児童福祉法施行に基づく児童福祉司の配置につき大幅な増員につとめること。

児童福祉司の配置につきその人材について、民間人材及び地域人材の活用を検討すること。

札幌市保育施策に対する苦情窓口につき、地域のまちづくりセンターを積極的に活用する等の地域一体型の施策を検討すること。

(4) 障がい者施策について

障がい者施策に対する提言を市政に反映するためのシステムについて、地域のまちづくりセンターを積極的に活用する等の地域一体型の施策を検討すること。

(5) 住民基本台帳の閲覧制限について

住民基本台帳の閲覧につき商業・営利事業目的の閲覧は制限すること。

(6) 「社会的ひきこもり者」に関する対策について

事業所が把握する「社会的ひきこもり者」に関する状態について札幌市の統計的資料としてまとめられたい。

「社会的ひきこもり者」を生じさせない為の予防プログラム及びその職場復帰予防プログラムについて検討し、教育現場及び札幌市を含む各事業所への啓発事業として周知をなされたい。

(7) 内部告発者保護に関する施策について

北海道の定める「業務改善提案・通報制度に関する要綱」についてその内容を検討し、札幌市への導入を図り、また民間事業者への導入に向け啓発されたい。

#### 4. 公正な街づくり推進の施策について

(1) 連合北海道札幌地区連合会の提案する「札幌市公契約における賃金及び労働条件確保に関する条例(案)」につき、別紙運用施策を以って、今年度中に実現に向け取り組まされたい。

(2) 清掃委託事業者の公正労働条件の確保について、別紙の施策を以って、実現に向け取り組まされたい。

(3) 札幌中央卸売市場内に事業活動する民間事業者に雇用される労働者の、公正労働条件の確保について、別紙の施策を以って、実現に向け取り組まされたい。

(4) 2007年度に想定される札幌市職員の大幅な退職に伴い、市民サービスの低下を招くことなく又、現状以上の業務過多とならぬ範囲で人員配置を図られたい。

以上

## 札幌市公契約条例制定に関する検討委員会の要綱 (案)

2005年11月制定

## 札幌市公契約条例制定に関する検討委員会の要綱（案）

### （趣 旨）

第 1 条 この要綱は、札幌市が発注し、業務対価を支払う全ての業務に関する契約を交わす事業者と、当該事業者との間に、当該業務履行に関する雇用契約及び業務履行契約を交わす業務従事者の生活と権利を公正に確保するための規則である、札幌市公契約条例（以下「条例」という）の制定にあたりを、より多くの市民意見を反映させ、誰もが当該契約のもたらす効果について公正に享受できる事を可能とした条例とすることを目標に検討委員会を設置して必要事項を効率よく協議するための事項を定めるものとする。

### （検討する事項）

第 2 条 この委員会で検討する事項は次の通りとする。

- （ 1 ）幅広く市民意見を反映するための方策について
- （ 2 ）事業者が確保すべき業務対価や、業務従事者が確保すべき対価の水準決定の在り方について
- （ 3 ）第 1 条に定める事業者の契約当事者としての資格要件について
- （ 4 ）条例が対象とする契約業種について
- （ 5 ）条例が対象とする契約に記載し契約当事者が遵守すべき事項として記載すべき内容について
- （ 6 ）その他、委員会が必要とする事項について

### （検討委員会の委員構成）

第 3 条 この検討委員会の委員は、次の者のうち札幌市の委嘱の求めに応諾した者で構成する。

- （ 1 ）公募した市民（以下「公募委員」という）
- （ 2 ）学識経験を有する者
- （ 3 ）その他市長が適当と認めた者

2 公募委員の公募方法、選考基準その他委員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### （会長及び副会長）

第 4 条 検討委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、検討委員会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、この会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。
- 3 検討委員会は、検討委員会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した検討委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

( 検討委員会への協力 )

第 6 条 検討委員会は、必要があると認めるときは、調査検討する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、検討委員会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

( 作業部会 )

第 7 条 検討委員会は、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、検討委員会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を検討委員会に報告する。
- 3 作業部会の委員は、検討委員会の委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 作業部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 5 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちからあらかじめ作業部会長の指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前 2 条の規定は、作業部会について準用する。  
この場合において、これらの規定中「検討委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「作業部会長」と読み替えるものとする。

( 検討結果 )

第 8 条 本検討委員会の結果は、委員長から札幌市長に提案する。

( 事務局 )

第 9 条 本検討委員会審議会の事務局を、札幌市に關係部局を以て設置する。

( 委 任 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が本検討委員会に随時諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2006年1月1日から施行する。

## 札幌市の清掃民間委託事業者の公正労働条件確保に関する施策の

### 要 求

# 札幌市の清掃民間委託事業者の公正労働条件確保に関する施策の要求

## 民間委託事業者に関する事項

### 1. 委託料について

(1) 札幌市が民間事業者にごみ収集業務を委託するさいの委託料決定にあたり次の各項目を基に算定すること。

業務に要する人員を直営事業の人員と同数とすること。

人員に要する作業経費について、直営事業の作業経費の80%以上とすること。但し、各種経費を含めてのものとする。

(2) 各民間事業者の委託料金について公開すること。

### 2. 札幌市が民間事業者へ遵守を求める事項について

(1) 前条で算定される人員作業経費から賃金又は報酬として支払われる金額は80%以上とすること。

(2) 各民間事業者の賃金又は報酬体系及び前年度支給実績について公開すること。

(3) 札幌市からの委託事業に従事する者は、直接雇用及び期限のない雇用契約に基づくものであること。

### 3. 札幌市のごみ収集事業の安定運営について

札幌市の機構内に「ごみ収集委託民間事業の安定運営のためのあっせん調停委員会」を設置し、事業者及び従事者からの苦情調整に対応すること。

## 財団法人 札幌市環境事業公社に関する事項

### 1. 委託料について

(1) 事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者に財団法人札幌市環境事業公社(以下、「公社」という)から委託する料金と明細について公開とされたい。

(2) 委託料算定の根拠について明らかにされたい。

### 2. 委託事業従事者との情報意見に関する交換について

事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者の事業従事者との定期的な意見及び情報交換の機会を設置する旨、指導すること。

## 本施策の要求に対する取り扱いについて

- 1．本施策の要求について、連合北海道札幌地区連合会及び事業系ごみ地域責任収集体制に参加する7事業者の事業従事者で構成する、協議団と折衝をされたい。
- 2．回答の期日について、「2006年度札幌市予算編成へ向けての要求」に対する回答期日を考慮し、別途打合せをされたい。

以 上

札幌中央卸売市場内に事業活動する民間事業者に雇用される労働者の  
公正労働条件確保に向けた要求

## 札幌中央卸売市場内に事業活動する民間事業者に雇用される労働者の公正労働条件確保に向けた要求

### 1. 札幌中央卸売市場使用料の改定について

参考数値 【2005年9月21日 現在政令指定都市の中央卸売市場使用料】

	東京	大阪	京都	横浜	福岡	北九州	仙台	札幌	平均
対売上高(%)	0.25	0.25	0.25	0.24	0.28	0.23	0.30	0.40	0.26
対使用面積(%)	0.26	0.24	0.21	0.19	0.25	0.12	0.14	0.17	0.22
合計(%)	0.51	0.49	0.46	0.43	0.53	0.35	0.44	0.57	0.48

札幌市が定める、現行の使用料算定の基礎剰率について、上記の平均値とする旨の改定をされたい。

### 2. 札幌中央卸売市場に事業活動へ遵守を求める事項について

- (1) 労働関係法令について遵守する旨、十分な周知をされたい。
- (2) 従事する従業員について直接雇用契約の者、及び期限のない雇用契約に基づく者とする旨、十分な周知をされたい。

### 3. 札幌中央卸売市場に事業活動する民間事業者の事業の安定運営について

札幌市の機構内に「札幌中央卸売市場に事業活動する民間事業者の事業安定運営のためのあっせん調停委員会」を設置し、事業者及び従事者からの苦情調整に対応すること。

以上